

## 学校感染症とその出席停止期間について

下記一覧の病気は学校保健安全法により、「学校感染症」と定められ、出席停止の期間が決められています。医師の診断により感染症と診断された場合は、速やかに学校へ連絡をしてください。学校をお休みしても出席停止期間は、欠席の扱いにはなりません。なお、登校する際は医師に登校許可を確認し、保護者の方が記入をして、「治癒連絡表」を担任へ提出してください。「治癒連絡表」は本校ホームページからもダウンロードできます。

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ  新型コロナウイルス感染症  ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナ ウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現 時点で H5N1 及び H7N9。	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症  (条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を 要する場合など

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）